

申請プログラムに対する事前審査結果の概要  
 (都道府県 J-VER プログラム 審査報告書 案)

平成 22 年 2 月 5 日

環境省

## 1.高知県

## (1)プログラム運営主体および体制

プログラム運営主体	高知県
申請受理日	平成 22 年 1 月 15 日
プログラム名	高知県オフセット・クレジット制度
体制・委員会	高知県オフセット・クレジット認証審査委員会

## (2)オフセット・クレジット(J-VER)制度との整合性

以下の項目について申請書等に記入されていることを確認した。

①□ 対象プロジェクト種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブリスト R001・方法論 JRAM001</li> <li>・ポジティブリスト R002・方法論 JRAM002</li> </ul>
② ア)プロジェクトの申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの申請書の様式は、オフセット・クレジット(J-VER)制度の申請書と同一であるとしている。</li> </ul>
② イ)プロジェクトの審査・登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム運営主体又は当該主体が指定する機関において、プロジェクトの審査を行い、審査報告書を都道府県 J-VER プログラム認証基準(以下認証基準)(1)に定める審査委員会もしくは機関において審議し、登録の可否を決定することとしている。</li> <li>・当該審査にあたっては、オフセット・クレジット(J-VER)制度の各種規定及び ISO14064-3 における要求事項に則り、審査することとしている。(実施要綱第 1 章 1.3)</li> </ul>
③ ア)プロジェクトのモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト事業者が温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定を行うにあたっては、本制度上の対象プロジェクト種類に関する方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用することとしている。(実施要綱第 1 章 1.5)</li> </ul>
③ イ)プロジェクトの検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト事業者が作成するモニタリング報告書については、ISO14065 の認定を受けた検証機関又は認定申請を行っている検証機関が、本制度のモニタリング報告書の検証のためのガイドラインに則して検証を行うこととしている。(実施要綱第 2 章 2.8)</li> <li>・当該検証機関が満たすべき要件について J-VER 認証運営委員会が例外的措置を規定する場合には、当該措置を適用することとしている。(実施要綱第 2 章 2.8)</li> </ul>
③ ウ)プロジェクトの認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング報告書及び検証報告書を(1)に定める審査委員会</li> </ul>

	<p>もしくは機関において審議し、認証する排出削減・吸収量を決定することとしている。(実施要綱第 2 章 2.9)</p>
④ ア)クレジットの発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム運営主体がエネルギー削減量や再生可能エネルギー量、森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等を発行する場合には、都道府県 J-VER 発行とのダブルカウントを防止するための措置として、証書等の申請時もしくは発行時に当該証書発行もしくは都道府県 J-VER の発行を選択可能とするための措置を講じている。</li> </ul> <p>(実施要綱第 1 章 1.2、第 2 章 2.10、利用約款第 4 条第 3 項、及び第 2 回確認シート回答)</p>
④ イ)クレジットの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム運営主体が森林管理プロジェクト由来の都道府県 J-VER を J-VER 登録簿に登録する場合には、J-VER 登録簿上に開設する「都道府県 J-VER バッファー管理口座」に確保すべき量としてプログラム運営主体が定めた一定量の都道府県 J-VER を当該都道府県 J-VER バッファー管理口座に確保するための措置を、プログラム運営主体が講じている。</li> </ul> <p>(実施要綱第 2 章 2.12(1))</p>
⑤ 基本文書の制定・変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度の実施規則等の基本文書が制定・変更された場合、プログラム運営主体は、当該制定・変更に対応した措置を講じる体制を構築し、本制度事務局(認証センター)に報告することが確認できた。</li> </ul> <p>(実施要綱第 2 章 2.1 表 2-2 及び第 2 回確認シート回答)</p>
審査対象文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱(資料 1)</li> <li>・資料 2-5-1</li> </ul> <p>高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2-5-2</li> </ul> <p>高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度森林管理プロジェクト特約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他は J-VER 制度と同一と申請されている。</li> </ul>
その他主な確認事項	<p>以下の点について不明確であったため、説明を求め、適宜関連文書の修正を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフセット・クレジット(J-VER)制度と、高知県オフセット・クレジット制度の関係</li> <li>・都道府県 J-VER の都道府県による「発行」と、環境省による「登録」という位置づけ</li> <li>・高知県内の関連組織における役割分担</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者の約款における位置づけ</li> <li>・約款におけるダブルカウント防止の内容</li> <li>・森林プロジェクトに関する特約</li> <li>・認証基準④に定める体制</li> <li>・認証基準⑤に定める体制</li> </ul>
まとめ)J-VER 制度との差分箇所等 当件の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要綱等には明示はされていないが、高知県内における、「登録」「認証」の最終責任主体は高知県知事、実質的な管理・運営は高知県林業振興・環境部環境共生課</li> <li>・プログラム運営主体が森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等を発行し、高知県 J-VER 発行とのダブルカウントを防止するために講じている措置の内容</li> <li>・本制度の実施規則等の基本文書が制定・変更された場合、当該制定・変更に対応した措置を講じる体制の内容</li> </ul>
オフセット・クレジット(J-VER) 認証運営委員会による結論	平成〇年〇月〇日開催第〇会認証運営委員会において、当該申請都道府県プログラムを都道府県 J-VER プログラムとして <input type="checkbox"/> 認める。 <input type="checkbox"/> 認めない。

## 2.新潟県

### (1)プログラム運営主体および体制

プログラム運営主体	新潟県
申請受理日	平成 21 年 12 月 21 日
プログラム名	新潟県オフセット・クレジット制度
体制・委員会	新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会

### (2)オフセット・クレジット(J-VER)制度との整合性にかかる確認事項

第 9 回オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会において指摘された、以下 2 点についての確認

- ・新潟県実施要綱「1.1 目的・位置づけ」にある「必要な手続き」とは何を指すか
- ・新潟県オフセット・クレジットが「全量」新潟県 J-VER になるとの標記が適切か否か

以上